２　関東管区警察局サイバー特別捜査隊長は、現場鑑識を必要とする犯罪の発生を知つたときは、関係する警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課長若しくは隊長又は警察署長に対して、所属職員の臨場を依頼するものとする。

３　［略］

４　［略］

（遺留足跡等の対照及び保管）

第四条　［１・２　略］

３　府県鑑識課長は、前項の規定により対照した場合において、関係者足跡に該当しない現場足跡があるときは、当該現場足跡を前条第三項の規定により送付された遺留足跡とみなして処理しなければならない。

４　［略］

（重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め）

第十二条　関東管区警察局サイバー特別捜査隊長は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における足跡の収集、管理及び運用に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。

（訓令への委任）

第十三条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国際捜査共助等に関する法律に関する書式例の一部改正）

第十条　国際捜査共助等に関する法律に関する書式例（昭和五十五年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
様式第32号（国際捜査共助等に関する法律第18条） **協力関係事項照会書** 年　月　日 殿 （所　属） ㊞ の要請に係る協力事件に関し必要があるので、下記事項につき至急回答されたく、国際捜査共助等に関する法律第18条第９項によって照会します。 記 取扱所属の所在地　〒 担当者氏名　電話 注意　協力の要請に関し、公務所等に照会して必要な事項の報告を求める場合には、本様式によること。 （用紙　日本産業規格Ａ４）	様式第32号（国際捜査共助等に関する法律第18条） **協力関係事項照会書** 年　月　日 殿 （所　属） ㊞ の要請に係る協力事件に関し必要があるので、下記事項につき至急回答されたく、国際捜査共助等に関する法律第18条第８項によって照会します。 記 取扱所属の所在地　〒 担当者氏名　電話 注意　協力の要請に関し、公務所等に照会して必要な事項の報告を求める場合には、本様式によること。 （用紙　日本産業規格Ａ４）